

刈谷市事業継続支援補助金（新しい生活様式導入支援事業）

令和2年10月1日

■概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による緊急事態において、事業者の事業の継続を可能とし、地域経済の停滞を防ぐこと及び事業者の経営基盤の強化を図ることを目的として、BCPの策定又は改訂を行う市内の中小企業者に補助金を交付します。



■補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者は、以下のいずれにも該当するもの。

- ① 認定の申請日及び交付の申請日において市内に本店登記（法人の場合に限る。）及び事業所を有する中小企業者であること。
- ② 現に市内で事業活動を行っており（新型コロナウイルス感染症の影響により事業を休業している場合を含む）、今後も市内で事業活動を継続する意思があること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に規定する営業を営む者でないこと。
- ④ 代表者及び従業員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同上第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 市税を滞納していないこと。

■補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、BCPを策定し、又は改訂する事業とする。
ただし、感染症の感染拡大による緊急事態における計画が含まれるものに限る。

国、都道府県、市町村その他の機関から補助金等の交付を受け、又は受ける予定のあるBCPの策定又は改訂は補助対象事業になりません。



■補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、**令和2年4月1日以後に業務委託契約を締結した、BCPを策定し、又は改訂する事業に係る業務の委託に要する費用**とする。（消費税及び地方消費税相当額は除く。）

■補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、50万円を上限とする。なお、補助金の交付は補助対象事業者につき1回限り。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

■補助金受給までの流れ

認定申請 ⇒ 認定 ⇒ 業務委託契約 ⇒⇒ BCP策定・改訂完了 ⇒⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金受領

※認定申請日と業務委託契約日は14日間空けてください。

※業務委託契約満了日の属する年度の末日までに交付申請をしてください。

■申請

事業継続支援補助金補助対象事業認定申請書（刈谷市ホームページからダウンロードできます）に必要な事項を記入し、必要添付書類（裏面参照）とあわせて**業務委託契約の14日前までに認定申請**してください。（BCP策定又は改訂が完了し、業務委託契約の満了日の属する年度の末日までに別途交付申請をしてください）

「令和2年4月1日から令和2年10月30日」までに業務委託契約を締結している（又はする）場合は、「令和2年10月30日」までに補助対象事業認定申請書を提出してください（交付申請については別途ご案内します。）

《お問合せ先 刈谷市役所 商工業振興課 Tel0566-62-1016》